

日薬連発第 536 号
2023 年 7 月 26 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

「医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について」の正誤表の送付について

標記について、令和 5 年 7 月 26 日付け事務連絡にて（独）医薬品医療機器総合機構 ジェネリック医薬品等審査部より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年7月26日

(別記) 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
ジェネリック医薬品等審査部

「医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について」
の正誤表の送付について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査関連業務にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、令和4年12月21日付けで発出した標記通知につきまして、下記のとおり一部の記載に誤りがございましたのでお知らせいたします。

大変恐れ入りますが、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

(別添) 医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について

2. 調査資料の提出方法等

該当項目	該当箇所	正	誤
(2) 調査資料の提出	上から4行目	(削除)	FAXにより
	①電子ファイルでの提出方法 ア. 上から2行目	電子ファイルにより	電子ファイルで

以上

(別 記)

日本製薬団体連合会会長

日本ジェネリック製薬協会会長

薬機発第 0126069 号
平成 23 年 1 月 26 日
一部改正 令和 4 年 12 月 21 日

(別記) 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘

医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について

医療用後発医薬品の承認申請資料に係る適合性書面調査の資料の提出方法等については、別添「医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について」により示しているところです。

今般、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」(令和 4 年 11 月 11 日付け薬生薬審発 1111 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、薬生機審発 1111 第 1 号医療機器審査管理課長、薬生安発 1111 第 1 号医薬安全対策課長及び薬生監麻発 1111 第 1 号監視指導・麻薬対策課長連名通知) が発出され、申請電子データシステム(以下「ゲートウェイシステム」という。)による適合性書面調査資料の提出が可能となりました。

それを踏まえ、別添について下記の改正を行い、令和 5 年 1 月 11 日から適用することといたしますので、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

○別添「医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について」

- ・ゲートウェイシステムによる資料提出に関する記載を追加します。
- ・審査業務部業務第一課が宛先及び送信元となる予約申込書及び受領書について、送付方法を FAX から Email に変更します。

- ・提出期限までに資料提出できない場合の連絡先を審査業務部業務第一課から審査担当者に変更します。

- 別紙様式1「適合性調査資料送付書（電子媒体用）」について、ゲートウェイシステムによる資料提出に対応するよう記載を整備します。

- その他、所要の記載整備を行います。

以上

(別添) 医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料提出方法等について

1. 本通知の対象

医療用医薬品(新医薬品及び体外診断用医薬品を除く。)に係る調査とする。

2. 調査資料の提出方法等

医療用後発医薬品の承認審査資料適合性調査に係る資料(以下「調査資料」という。)の提出方法等については、原則以下のとおりであること。なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)が承認申請者に対し、調査資料を直接機構に持ち込むことを指示し、ヒアリングと併せて適合性調査を行う場合があるので、機構からの指示に従うこと。

(1) 調査の対象

調査対象としては、規格及び試験方法に関する資料、安定性に関する資料、生物学的同等性に関する資料その他の臨床試験の試験成績に関する資料など、承認申請書の添付資料の根拠となった資料の全てが該当すること。

(2) 調査資料の提出

機構から承認申請者に対し、別途指示する場合を除き承認申請書の差換え指示と同時又はその日から2週間以内に、提出すべき調査資料の範囲及びその提出方法(電子ファイルでの提出又は原本(生データ)での提出)について連絡するので、承認申請者は当該連絡のあった日から2週間以内に機構へ到着するよう調査資料を提出すること。承認申請者は調査資料のいずれの提出を求められても期間内に提出できるようあらかじめ準備しておくこと。

①電子ファイルでの提出方法

ア. 機構より電子ファイルでの提出を求められた場合、承認申請者は、原則、全ての調査資料を電子ファイルにより提出すること。なお、電子ファイルによる提出が困難であり原本での提出を希望する場合にあっては、承認申請者はあらかじめその旨を審査担当者に連絡すること。

イ. 承認申請者は、機構より連絡のあった範囲の調査資料をPDFファイル化してフォルダにまとめ、Zipファイルにし、適合性調査資料送付書・電子ファイル用(別紙様式1)のPDFファイルとともに、以下のアドレスから利用するゲートウェイシステムにより提出すること。

(ホームページアドレス :

<https://esg.pmda.go.jp/Ssk/comn001p01.init>)

承認申請者は、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」(令和4年11月11日付け薬生薬審発1111第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、薬生機審発1111第1号医療機器審査管理課長、薬生安発1111第1号医薬安全対策課長及び薬生監麻発1111第1号監視指導・麻薬対策課長連名通知)等の通知及び機構ホームページ(以下のアドレス)に掲載される提出方法に関する留意事項(ファイル名称等を含む。)に従って、オンライン提出を行う。資料を提出する際には、「FD 申請様式外提出名称」欄に当該品目のシステム受付番号、品目名(略称)及び申請年月日を記載すること。

(ホームページアドレス : <https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/about-reviews/p-drugs/0009.html>)

ウ. 上記イ. の方法による提出が困難な場合、承認申請者は、以下の方法により調査資料を電子媒体(CD-R/RW 又は DVD-R/RW に限る。

(以下「CD-ROM 等」という。))に記録し、提出することができる。

(ア). 機構より連絡のあった範囲の調査資料を PDF ファイル化し、CD-ROM 等に記録し、ウイルスチェックを行った上で、適合性調査資料送付書・電子ファイル用(別紙様式1)とともに当該 CD-ROM 等を提出すること。

(イ). 個々の CD-ROM 等には承認申請者名、販売名、申請年月日及びシステム受付番号を記載すること。なお、この場合、提出すべき全ての調査資料を CD-ROM 等で提出することとし、その一部を CD-ROM 等で提出することは認めないこと。

② 原本での提出方法(電子ファイルでの提出が困難な場合を含む)

ア. 機構より原本での提出を求められた場合、承認申請者は、原則、連絡のあった調査資料の原本を提出すること。

イ. 承認申請者は該当資料をファイルに綴じ、併せて以下の書類を提出すること。

(ア) 適合性調査資料送付書・原本用(別紙様式2)

(イ) 原本返却用の宅配便(信書便取扱業者に限る。)の発送伝票(発払い・届け先の住所等必要事項を記入したもの)

(3) 調査資料提出等に当たってのその他注意事項

調査資料その他の必要書類(以下「必要書類」という。)の提出に当た

っては、電子ファイル又は原本の如何に関わらず、以下の諸点に注意すること。

①必要書類は品目ごとに提出すること。CD-ROM 等又は原本を提出する場合、必要書類は品目ごとに梱包し、その外装等には「適合性調査資料」と明記すること。可能な限り一つにまとめて梱包し、原本での提出に当たり、まとめて梱包できない場合は1つの梱包ごとに適合性調査資料送付書・原本用（別紙様式2）を作成・封入し、その備考欄に「○箱中×箱目」である旨を記載すること。

②必要書類の提出先は、以下のとおりとすること。

ア. ゲートウェイシステムにより提出する場合、(2) ①イに記載の機構ホームページに掲載される提出方法に関する留意事項（ファイル名称等を含む。）に従って手続き分類を選択し、提出すること。

イ. CD-ROM 等又は原本を提出する場合、原則として郵便又は宅配便（信書便取扱業者に限る。）により審査業務部あてに送付すること。

また、送付前に、作成した別紙様式1又は別紙様式2の電子ファイルをメールに添付し又は様式内にある必要事項を全てメール本文に記載した上で、原本を提出する場合は送付箱数を記載し、下記のEmailアドレスあてに送信すること。

提出先：〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞ヶ関ビル 6階

(独) 医薬品医療機器総合機構 審査業務部業務第一課

電話：03-3506-9437

Email：iyaku-uketsuke@pmda. go. jp

③直接機構へ必要書類の持ち込みを希望する場合、上記①のほか、以下のとおりとすること。

ア. 持ち込みに際しては全て事前の予約を必要とすること。受付時間は平日の午前9時45分から午後4時まで（午前11時45分から午後1時を除く）とし、それ以外での受付は行わないこと。

イ. 予約は適合性調査資料提出（持ち込み）予約申込書（別紙様式3）に必要事項を記入した電子ファイルをメールに添付し又は様式内にある必要事項を全てメール本文に記載した上で、受付希望日前週の月曜日午前9時から木曜日午後5時までの間に上記②イのEmailアドレスあてに送信すること。なお、電話その他の方法による申し込みに応じられない。

特段の事情がある場合を除き、機構から予約を了解した旨の連絡はしないので、申し込みをした受付時間内に直接来訪すること。

- ④提出期限に間に合わない場合には、事前に審査担当者にその旨を連絡すること。
- ⑤承認申請者が必要書類を郵便又は宅配便により送付した場合、機構は必要書類を受け付けた後、適合性調査資料送付書記載の Email アドレスに受領書を送付する。承認申請者は、返信がない場合、審査業務部業務第一課に連絡すること。
また、承認申請者が必要書類を機構へ直接持ち込んだ場合、機構は資料の有無を確認のうえ、その場で受領書を発行する。

(4) 提出する調査資料のとりまとめに際しての留意事項等

調査資料のとりまとめ方法等に当たっては、以下の諸点に留意すること。

- ①上記調査対象のうち、提出すべき調査資料の範囲について、機構は、別紙の分類又はその他の方法に基づき調査資料の範囲を指定するので、承認申請者は当該品目の適合性調査資料送付書中の調査資料の範囲に関する記載はこれに対応すること。また該当調査資料の PDF ファイル又は原本を綴じたファイルはこれと対応するようとりまとめること。
- ②調査資料の PDF ファイル、CD-ROM 等又は原本を綴じたファイルが複数にわたる場合、PDF ファイル名、CD-ROM 等又は原本を綴じたファイルの表紙及び背表紙に通し番号と標題を明記するなど、わかりやすく整理すること。
- ③上記のほか、特に原本を提出する場合など、可能な限り以下の諸点に配慮すること。
 - ア. ノートやファイルごとに目次を作成すること。
 - イ. 調査資料については、承認審査資料と順番、試験名の標題等の整合を図ること。
 - ウ. 試験結果の集計表とその実測値（HPLC のチャート等も含む）を組み合わせ、承認審査資料と比較できるようにすること。
 - エ. 提出すべき調査資料がノートのため切り離し・並べかえができない等、承認審査資料と順番、試験名等の標題の整合が困難な場合、調査資料中の該当試験データの所在がわかるよう、目次を作成すること。
 - オ. 調査資料の提出に際しては、別途指示があるものを除き、以下に該当するものがある場合は、その資料を含めること。
 - (ア) 試験の観察及び測定結果

- (イ) 測定機器からの打ち出し（赤外吸収スペクトルのチャート、HPLC チャート等）
- (ウ) 写真（TLC 等の写真等）

3. 提出した資料に対する機構からの照会等

- (1) 提出された調査資料について、機構は必要に応じ照会事項を承認申請者に連絡するので、承認申請者は当該照会事項に対する回答を、審査担当者の指示する方法により提出すること。機構からの照会事項は、承認申請書に記載された企業担当者あてに連絡する。

調査資料の追加提出が必要な場合、この手続きに準じて行う。この場合、適合性調査資料送付書の備考欄に追加資料の送付理由（例：○年○月○日の照会による）及び当該品目に関する何回目の送付かについて記載すること。

- (2) 調査の結果、承認申請資料の差換え・訂正が必要となった場合、差換え・訂正後の承認申請資料に係る根拠資料を提出すること。

4. 審査担当者による調査終了の連絡

機構は、調査終了次第、順次、その旨を承認申請書に記載された企業担当者あてに連絡する。なお、調査終了の連絡後であっても、個別に事情が生じた場合等において追加的に調査を実施する場合があります。

5. 提出された調査資料の調査終了後の取り扱い

- (1) 調査資料を電子ファイルで提出した場合、機構は調査終了後、速やかに機構にて調査資料を廃棄処分する。
- (2) 調査資料を原本で提出した場合、機構は調査終了後、調査資料提出時に添付された原本返却用の宅配便発送伝票を用い、順次調査資料を承認申請者に返却する。

6. その他

本件について疑義が生じた場合、下記に照会すること。

連絡先：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2 新霞ヶ関ビル 8階

(独) 医薬品医療機器総合機構

ジェネリック医薬品等審査部、再生医療製品等審査部又は
ワクチン等審査部

電話：03-3506-9001（ジェネリック医薬品等審査部）

03-3506-9471（再生医療製品等審査部）

03-3506-9449 (ワクチン等審査部)

FAX : 03-3506-1104 (ジェネリック医薬品等審査部)

03-3506-9495 (再生医療製品等審査部、ワクチン等審査部共通)

(別記)

日本製薬団体連合会会長

日本ジェネリック製薬協会会長